別

途通知する。



(◎印は、県例規集に登載するもの

告 目

示 次

○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病発生予防のための消毒の実

(二三一・畜産課)

示

告

監視伝染病の発生を予防するための消毒を次のとおり実施するよう命ずる。 ●佐賀県告示第二百三十一号 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第九条の規定により、 平成二十年五月七日

佐賀県知事 古 Ш

康

実施する区域 県内全域の千羽以上の飼養鶏農場その他家畜防疫員が必要と認める飼養鶏

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

実施の目的

農場

実施の期日

平成二十年五月十日から平成二十年五月三十一日まで

消毒方法

四

消石灰の農場内 (鶏舎周囲及び農場外縁部) 散布

Ŧi. その他

消毒実施の詳細については、 管轄する家畜保健衛生所長から農場所有者に

平成20年 5月7日 (水曜日) 号外第2号

発 行 者 佐賀県知事 古 川 康平成二十年五月七日印刷及び発行

佐賀県経営支援本部総務法制課

印刷 社 (株) 佐賀印刷社 毎週火金曜日